

学校いじめ防止基本方針

令和8年

銚子市立春日小学校

本校では、学校教育目標である「春日っ子『瞳かがやけ』たくましく ～大切な自分 大切なみんな～」を具現化し、児童が主体的に考え、対話を通してよりよい解決策を見出す力と自分を大切にすると同時に他者を尊重する育成に全職員で取り組んでいく。

1 いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

(1) いじめ防止対策に関する基本認識

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。児童の身近にいる一人一人の教師が改めていじめの問題の重要性を認識し直し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を、学校が責任をもって取り組むことができるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

校長を中心とした指導体制のもとに、命を大切にし、いじめをなくす指導をより一層進めるとともに、この「学校いじめ防止基本方針」を全職員が熟読し、隠れたいじめがあるかもしれないという危機意識を常にもって、教師が児童にしっかり寄り添い、全ての児童にとって、学校が安全で安心して学べる楽しい場所となるよう、学校○家庭○地域社会が一体となった取組の推進に努める。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめ防止対策のための基本姿勢

いじめの問題は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題である。

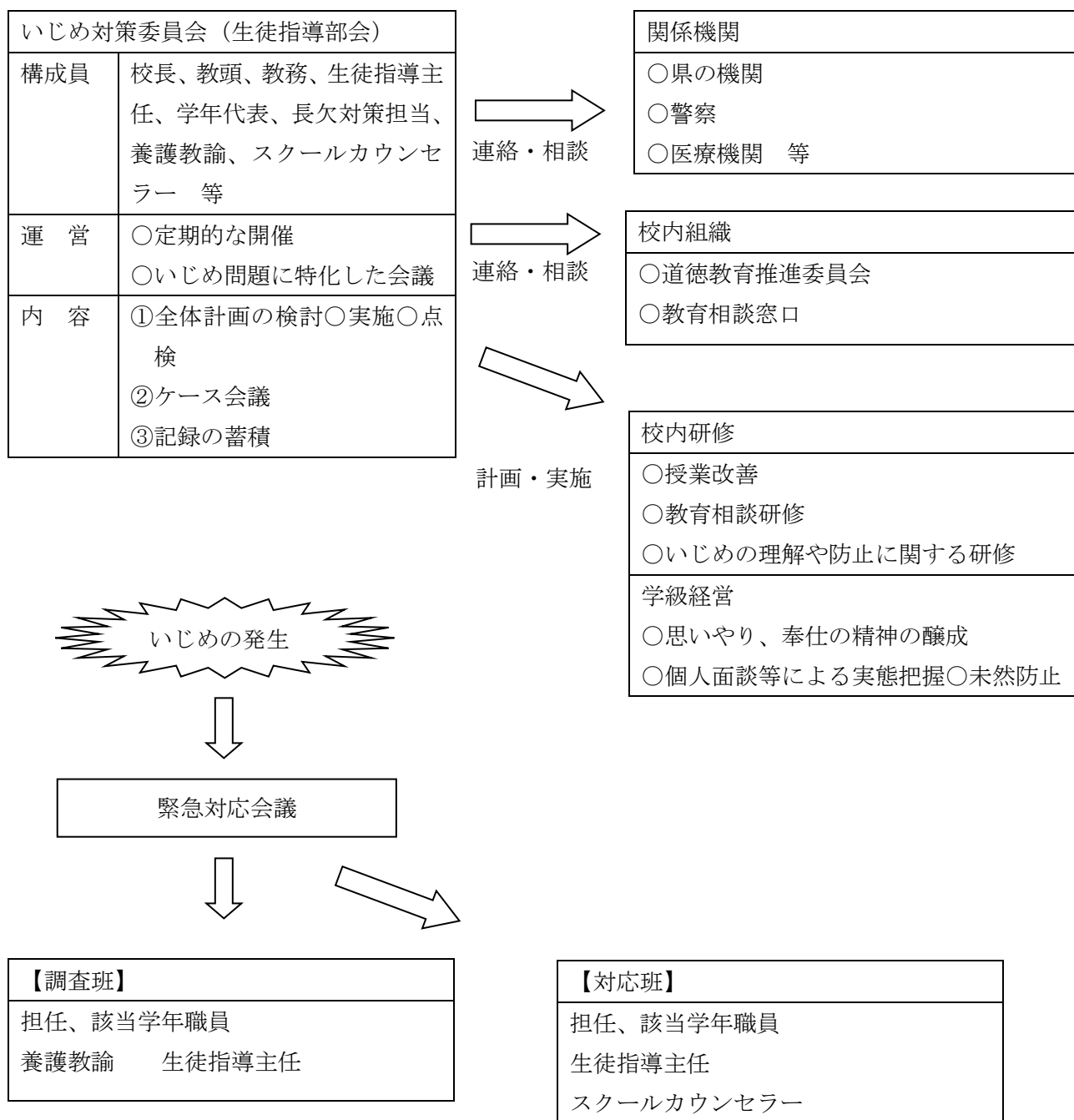
いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分認識するとともに、対応にあたっては次の点を踏まえて適切に行う必要がある。

- ① いじめの発生が見られる学校が悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがよい学校である。
- ② いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) 具体的な取組

- ①いじめ防止に関する職員の共通理解を図り、共通実践を行う。
 - いじめの未然防止
 - いじめへの早期対応
 - いじめを発見した時や相談があった際の組織的対応
- ②日常の指導の充実
 - 児童一人一人の自己有用感の向上と自尊感情を育む教育活動の推進
 - 道徳教育と体験活動の充実による、豊かな情操と道徳心の育成
- ③組織的な対応
 - いじめ対策委員会の設置
 - 「相談窓口」の設置と周知
 - スクールカウンセラーや外部機関との連携
- ④アンケート調査の実施
 - いじめアンケートの実施（毎月1回）
 - 学校全体でのアンケートの集計や分析
 - 相談BOXの設置と周知
- ⑤いじめに関する職員への研修や保護者への啓発活動の充実
 - 人権や情報モラル教育に関する講演会の実施や保護者への公開
 - 「いじめ撲滅キャンペーン」や「命を大切にするキャンペーン」による取り組み
 - 学校運営協議会の公開

2 学校いじめの防止のための対策組織について



※いじめ対策委員会では、アンケートの集計や分析などを行う。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。また、構成メンバーは事案により柔軟に編制する。なお、状況に応じてスクールカウンセラー及び県スーパーバイザーを要請する。

※学校運営協議会にて、本校のいじめ防止の取り組み状況及び、重大ないじめが発生した場合の対応等について報告し意見を求める。

3 学校いじめ基本方針年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会会議 ○指針方針 ○指導計画等 ○保護者会等による保護者向け啓発 		いじめ対策委員会の開催		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会会議 ○情報共有 ○2・3学期の計画 	
防止対策		学級・学年づくり 人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○命を大切にするキャンペーン ○命を大切にする集会の開催 ○命を大切にする標語・詩の作成及び作品掲示 			学級・学年づくり 人間関係づくり
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○SOS の出し方教育の実施 ○相談BOXの設置 		授業時間、また、昼休み等授業時間外の児童の人間関係の観察			○教育相談期間
			アンケートの実施（毎月1回）			○「命の安全」教育
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等			いじめ対策委員会の開催		<ul style="list-style-type: none"> ○入学説明会による保護者向け啓発 ○「取組評価アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会会議 ○「取組評価アンケート」の結果に基づく会議 ○来年度の課題検討
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり	○情報モラル教育	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ撲滅キャンペーン 「いじめをゆるさない」趣旨の標語づくり ○全学級による道徳の授業の展開 			
早期発見			授業時間、また、昼休み等授業時間外の児童の人間関係の観察			
			○教育相談期間			
			アンケートの実施（毎月1回）			

4 いじめの未然防止について

(1) 学校全体の取組

① 学級経営の充実

○児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりをする。

② 授業中における生徒指導の充実

○「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをする。

○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、児童たちの学び合いを保障する。

③ 友人関係、集団づくり、社会性の育成

○学年・学級での心の交流を通じた、他者理解と思いやりの心の育成をめざす。

④ ネット上のいじめについて

○外部の専門家等を招いて情報モラル教育を実施する。

○保護者に「ネット上のいじめ」の実態や、パソコンやタブレット端末、スマートフォン、通信を介したゲームやSNSの利用に関して家庭でのルールづくりの呼びかける。

(2) 校内の指導体制

① 学級担任等

○一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

○教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。

② 養護教諭

○学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③ 生徒指導担当教員

○日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④ 管理職

○学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進等に計画的に取り組む。

○児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

5 いじめの早期発見について

(1) 学校全体の取組

① 教師と生徒との日常の交流をとおした発見

○休み時間や昼休み、放課後の雑談を利用した目配りに努める。

② 複数の教員の目による発見

○多くの教員による様々な教育活動を通じた児童への関わりの機会を大切にする。

○教室から職員室へ戻る経路の変更や児童トイレの利用などを見逃さない体制づくり。

○休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。

③ 教育相談をとおした把握

○相談の計画的実施と充実を図る。(年2回、9月、12月)

④ 保護者をとおした発見

○保護者がいじめに気づいた時、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

(2) 校内の指導体制

① 学級担任

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号への気づきの目をもつ。
- 休み時間・放課後の児童との雑談等を活用し、交友関係や悩みの把握に努める。

② 養護教諭

- 保健室を利用する児童との雑談や変化からの発見を担当と共有する。

③ 生徒指導担当教員

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談窓口について周知する。

④ 管理職

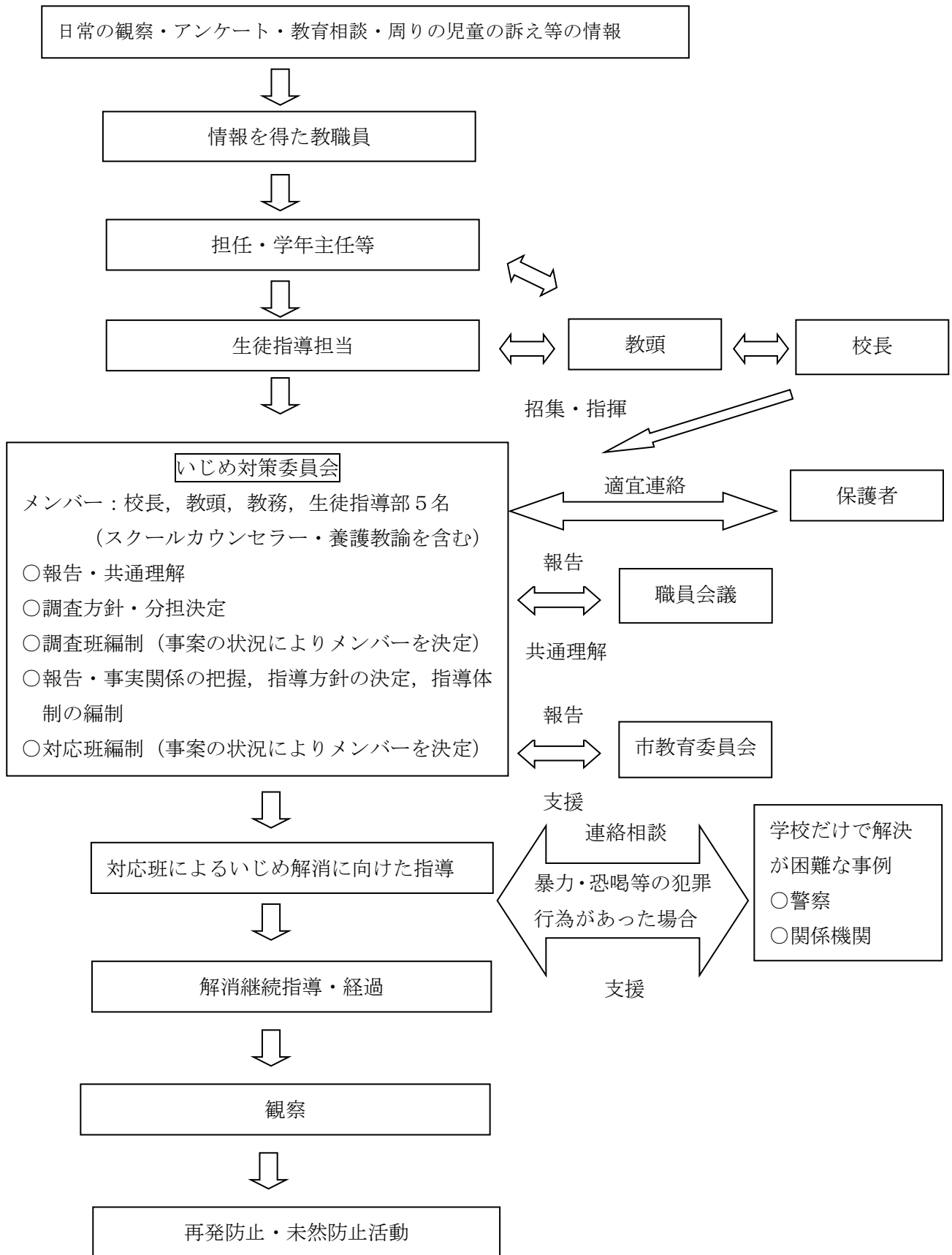
- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談の機能の定期的な点検をする。

【参考】 いじめに関する相談機関

No	相談機関名	所在地	相談電話
1	銚子市立春日小学校	銚子市	0479-22-0249
2	銚子市教育委員会学校教育課	銚子市	0479-24-8197
3	銚子市教育委員会青少年指導センター	銚子市	0479-21-0345
4	北総教育事務所東総研修所	銚子市	0479-23-5954
5	北総教育事務所海匝分室	旭市	0479-63-2540
6	子どもの人権 110 番	千葉市	0120-007110
7	千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉市	0120-415446
8	チャイルドライン千葉・子ども電話	千葉市	0120-99-7777
9	ヤング・テレホン・県内各地区少年センター	千葉市	0120-783-497
10	銚子児童相談所	銚子市	0479-23-0076

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 組織的な対応の流れ



(2) 指導について

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為への反省を促すと共に、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- 関係児童の保護者には、事実を正確に伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(3) 解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とし、判断する。

ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

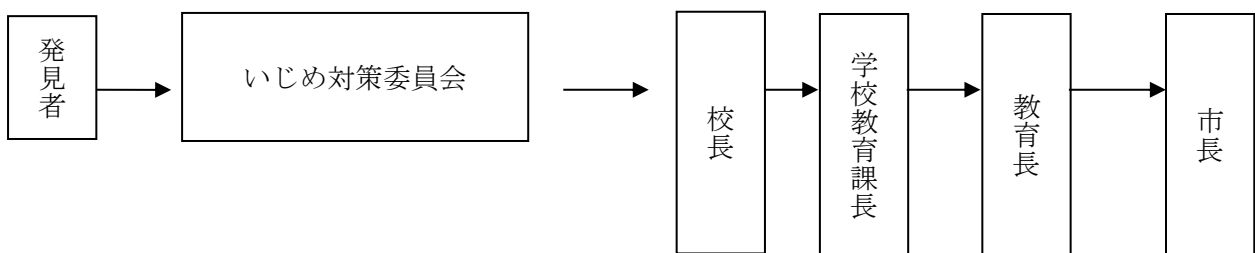
7 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 学校内及び教育委員会への報告



※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

※銚子市教育委員会に報告し、重大事態の調査や対応等について助言を求める。

(2) 緊急対応及び解決に向けた調査等体制

① 春日小学校いじめ調査委員会の設置

- 本校の「いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員などの学校教職員以外の委員を加えるなど公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。
- 当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - 得られた調査結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。
- ④ 加害児童とさせる児童の保護者への対応
 - 調査で得られた事実及び学校の方針などを説明する。
- ⑤ 調査結果を銚子市教育委員会に報告
 - これまでの学校の対応の記録及び調査結果を報告する。
 - 調査結果を踏まえ必要な措置を迅速に行う。
- ⑥解決に向けた指導・援助及び経過観察
 - 被害児童・保護者、加害児童・保護者、教育委員会及び他の関係機関と連携し対応する。
- ⑦再発防止に向けた対応
 - 「いじめ防止基本方針」及び校内の体制を見直し、再発防止に努める。
 - 関係機関より、指導・助言を受ける。

8 公表、点検、評価等について

- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。
- 学校評価において、いじめ問題への取組を保護者、児童、所属職員で評価する。
- 学校運営協議会において、いじめの実態や予防・解消等の取組について報告し、助言を求める。

平成26年	4月	
平成30年	4月	改訂
平成30年	9月	改訂
令和元年	9月	改訂
令和2年	9月	改訂
令和3年	11月	改訂
令和4年	3月	改訂
令和5年	3月	改訂
令和6年	3月	改訂
令和7年	3月	改訂
令和8年	4月	改訂